

苦情解決支援とあっせんに関する業務規程の改正について

2024年6月12日

(下線部分は改正部分)

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 (略)	第2条 (略)
(1)～(17) (略)	(1)～(17) (略)
(18) <u>暗号資産等関連デリバティブ取引業</u> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定款第3条第20号に規定する <u>暗号資産等関連デリバティブ取引業</u> をいう。	(18) <u>暗号資産関連デリバティブ取引業</u> 一般社団法人日本暗号資産取引業協会の定款第3条第12号に規定する <u>暗号資産関連デリバティブ取引業</u> をいう。
(19)～(25) (略)	(19)～(25) (略)
(電磁的方法による手続き等)	(電磁的方法による手続き等)
第2条の2 (略)	第2条の2 (略)
(苦情・紛争処理機関)	(苦情・紛争処理機関)
第3条 センターは、 <u>第2条</u> 第10号に定める紛争の解決支援を行う機関として、定款第41条第1項に規定するあっせん委員を置く。	第3条 センターは、 <u>前条</u> 第10号に定める紛争の解決支援を行う機関として、定款第41条第1項に規定するあっせん委員を置く。
2～13 (略)	2～13 (略)
(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)	(取り扱う相談、苦情及び紛争の範囲)
第4条 (略)	第4条 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
2 (略)	2 (略)
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 金融先物取引業の業務（一般社団法人金融先物取引業協会の会員及び当該会員に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。）	(4) 金融先物取引業の業務（一般社団法人金融先物取引業協会の会員及び特別参加者並びに当該会員に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。）
(5) (略)	(5) (略)
(6) <u>暗号資産等関連デリバティブ取引業</u> の業務（一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員及び当該会員に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。）	(6) <u>暗号資産関連デリバティブ取引業</u> の業務（一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員及び当該会員に係る金融商品仲介業者の業務に係るものに限る。）
(7)～(9) (略)	(7)～(9) (略)
3～6 (略)	3～6 (略)

新	旧
(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)	(センターと協定を締結している団体等の費用負担義務)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 (略)	3 (略)
(1)～(4) (略)	(1)～(4) (略)
(5) 第4条第2項第6号に規定する業務に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「 <u>暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> 」という。）のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用 第6項に規定する一般社団法人日本暗号資産取引業協会の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。	(5) 第4条第2項第6号に規定する業務に関する苦情及び紛争に係る紛争等解決事業に係る費用（以下「 <u>暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> 」という。）のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入する加入第1種金融商品取引業者に係る費用 第6項に規定する一般社団法人日本暗号資産取引業協会の負担金を充当するほか、当該加入第1種金融商品取引業者が負担する第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金及びあっせんの申立者が負担する第32条に規定するあっせん申立金を充当する。
(6) <u>暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用 当該一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。	(6) <u>暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> のうち当該年度の開始時点において一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者に係る費用 当該一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入しない加入第1種金融商品取引業者が次条に定める基本負担金及び第6条の3に規定するあっせん開催期日1回当たりの利用負担金を負担するほか、あっせんの申立者が第32条に規定するあっせん申立金を負担する。
(7)～(8) (略)	(7)～(8) (略)
4～5 (略)	4～5 (略)
6 一般社団法人日本暗号資産取引業協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る <u>暗号資産等関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> について、セン	6 一般社団法人日本暗号資産取引業協会は、毎年度、同協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る <u>暗号資産関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用</u> について、セン

新	旧
ターとの協定に定めるところにより、負担しなければならない。	一との協定に定めるところにより、負担しなければならない。
7～11 (略)	7～11 (略)
(日本証券業協会等に加入しない者に係る基本負担金額)	(日本証券業協会等に加入しない者に係る基本負担金額)
第6条の2 (略)	第6条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の額は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る <u>暗号資産等</u> 関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。	3 前条第3項第6号に規定する基本負担金の額は、一般社団法人日本暗号資産取引業協会の会員である加入第1種金融商品取引業者に係る <u>暗号資産</u> 関連デリバティブ取引関連紛争等解決費用の1社当たり平均見込額の1.5倍に相当する額とする。
4 (略)	4 (略)
(和解案の提示)	(和解案の提示)
第40条 (略)	第40条 (略)
(特別調停案の提示)	(特別調停案の提示)
第40条の2 (略)	第40条の2 (略)
<u>(特定和解)</u>	
<u>第40条の3 あっせん手続においては、ADR法第2条第5号に規定する特定和解を取り扱わないこととする。</u>	(新設)
<u>付 則 (2024年6月12日)</u>	
<u>この改正は、金商法に基づく認可及びADR法に基づく認証を得られた日から施行する。</u>	
<u>(注) 改正条項は、以下のとおりである。</u>	
<u>第2条第18号、第3条第1項、第4条第2項第4号及び第6号、第6条第3項第5号及び第6号、第6条第6項及び第6条の2第3項を改正し、第40条の3を新設。</u>	

